

1 事業名

消費税相当額の過払いに係る和解

2 事業の概要

平成 29 年度から令和 5 年度までの間、所沢市が医療法人啓仁会に委託して実施した地域支援事業である所沢市認知症初期集中支援推進事業委託において、当該事業に係る消費税は非課税であったにもかかわらず、消費税相当額を含めて委託料を支払っていたことが判明したため、所沢市が過払いした当該消費税相当額について、返還を求めるものである。

このことについて、平成 30 年度以前の分については、時効により、相手方が消費税の更正請求による還付を受けることができないため、当該年度以前の分の返還が相手方の過大な負担になることから、返還金の一部を免除し、和解をするものである。

3 他自治体の類似する政策等

地域支援事業に係る消費税相当額の過払いについては、他自治体においても同様の対応をしている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・消費税相当額の過払いについて

消費税相当額の過払いについて

1. 経緯等

厚生労働省からの令和 6 年 6 月 28 日付け通知により、地域支援事業を委託して実施する場合における消費税の取扱いについて注意喚起がなされ、本市の対象事業である所沢市認知症初期集中支援推進事業委託契約について確認したところ、以下のとおり、消費税相当額を含んだ委託料を支払っていたことが判明し、相手方に対し過払いした消費税相当額について返還を求めるものである。

このことについて、相手方と協議を重ねた結果、消費税の更正請求による還付を受けることができない期間に係る返還金の一部を免除し、和解をするものである。

2. 対象となる事業及び契約の相手方

委託事業名	所沢市認知症初期集中支援推進事業委託
契約相手方	医療法人啓仁会

3. 金額

委託料総額	73,795,188 円
消費税相当額	6,409,884 円
返還額	5,095,300 円
免除額	1,314,584 円